

## 農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金） の融通について

平成23年4月5日

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等の緊急に必要とする営農資金の確保及び円滑な資金繰りに資するため、農家経営安定資金を融通いたします。

### 【事業内容】

#### 1 貸付対象者

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等

#### 2 貸付対象経費

ア 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国の出荷制限の指示により、農家収入が著しく減少した農業者等が営農のため当面緊急に必要とする運転資金

イ アに伴う風評被害により農家収入が著しく減少した農業者等が営農のため当面緊急に必要とする運転資金

3 貸付限度額：個人 300万円、法人・団体 500万円

4 貸付利率：無利子

農協に対し、県が1.65%の利子補給を行い、JAグループにおいてさらに1.2%引き下げることにより無利子とする。

5 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）

6 償還方法：元金均等年賦又は一括償還とする。

7 福島県農業信用基金協会の保証制度が利用できます。  
（原則無担保・無保証人）

8 取扱期限：平成24年3月末まで

9 取扱金融機関：県内各農協

10 取扱開始：平成23年4月11日以降順次開始

問合せ先

農林水産部金融共済室 担当 細川、紺野（024-521-7346 内線3186）